

[事案 2019-87] 死亡保険金支払請求

・令和2年1月30日 和解成立

<事案の概要>

保険金削減支払いの特別条件に関し、募集人から誤説明を受けたことを理由に、募集人が説明した金額での死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

配偶者が死亡したため、平成26年7月に契約した組立型保険にもとづき死亡保険金を請求したところ、募集人より説明を受けた金額が支払われなかったが、以下等の理由により、募集人が説明した金額から既払込保険金を控除した差額金を支払ってほしい。

(1) 契約時に特別条件付加の承諾をしたが、その際、募集人から、契約後一定期間内の死亡保険金額について誤った説明をされた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 契約時、募集人が誤説明をしたことは事実であるが、保険契約は、普通保険約款・特別条項のとおり成立しており、契約締結権限のない募集人の説明が契約内容になるものではない。

(2) 募集人の誤説明により、配偶者に期待を持たせたことはあっても、誤って説明した死亡保険金額と実際に支払われた死亡保険金額の差額相当分の損害は発生してはいない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を把握するため、申立人の法定代理人である母親の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明どおりの保険金請求権が申立人に発生するとは認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 募集人が、契約時に契約内容の重要な部分について誤説明をしたことは間違いない。

(2) 募集人の事情聴取を行うことができなかったため、事実関係の確認はできていないが、配偶者死亡後にも、募集人が誤説明をした可能性を否定できない。